

ひとり親家庭の

母親・父親を支援

生活全般の相談や支援、資金の貸付など

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の母親・父親が抱える、経済的な悩み、こどもの就学問題など、生活の相談に応じ支援します。その他、18歳未満のこどもの養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談（要審査）や、緊急に保護を必要とする母子が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

母子・父子福祉資金の貸付

ひとり親家庭の母親、父親等を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします（要審査）。



〔資金の種類〕修学資金、就学支度資金、転宅資金など12種類※貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子・父子自立支援員にお

狂犬病定期予防集合注射

集合注射で飼い犬へ狂犬病の予防接種を

飼い主は、狂犬病予防法によって、飼い犬へ狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。区では狂犬病予防定期集合注射を別表のとおり実施する予定です。時間は各日も午後1時半～3時です。飼い犬の登録が済んでいる方は、犬に鑑札を着け、保健所から送付されたはがきをもって、会場へお越しください。注射後、注射済票をお渡しします。

〔飼い犬をまず登録〕
生後91日以上、の飼い犬は保健所へ登録が必要です。集合注射会場で登録もできます。

〔注射済票の交付〕
集合注射会場の他に、注射済票をお渡しできる動物病院が区内にあります。詳しくは各動物病院へお問い合わせください。

〔費用〕



問い合わせください。

〔人〕都内に6か月以上（修学資金、就学支度資金は期間を問いません）お住まいのひとり親家庭の母親、父親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方

〔区〕深川地区および東砂6、8丁目、南砂、新砂の窓口保護

第一課母子・父子自立支援員

☎（3645）3106

FAX（3647）4917

〔電〕戸、大島、北砂、東砂1、5

丁目、夢の島、新木場、若洲の

窓口保護第二課母子・父子自立支援員

☎（3637）2707

FAX（3683）3722

また、狂犬病予防注射は済んでいるものの、注射済票がない方は、獣医師からの狂犬病予防注射済証明と保健所から送付されたはがき（登録済みの方のみ）を保健所に持参してください。

※狂犬病の予防注射は、6月末までにすませば良いので、動物病院が混雑しているときを避けて、余裕をもって接種してください。

〔保健所生活衛生課生活衛生係〕

☎（3647）5844

FAX（3615）7171

日程

時間

会場

5/30(土)

13:30～15:00

江東区役所

5/31(日)

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、例年4月の開催を延期し、上記の日程で開催します。

※雨天でも実施予定ですが、荒天（強風など）で中止となる場合があります。

区内中小企業・事業所をサポート

創業支援、展示会への出展経費など、経営に関する各種補助事業を実施

活力あるまちづくりのためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助事業を行っています。補助対象や内容、条件などの詳細は区ホームページをご覧ください。〔甲〕区ホームページよりダウンロードした申請書に必要書類および資料を添付し、〒135-8383区役所経済課産業振興係（区役所4階29番）へ郵送または持参☎3647-2332、FAX3647-8442

創業支援 事務所・店舗等の賃料	
対象経費	事務所・店舗等の月額賃料（住居兼事務所は補助対象外）
金額・期間	下表のとおり 24か月
対象者	令和2年度内に創業し、店舗等が区内にあるもの
件数	製造業1件、製造業以外5件 ※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選。
締切	7/31(金) 必着

補助月数	上限額と補助率	
補助開始月～12か月目 (1年目)	製造業 月額 10万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 5万円	月額賃料の1/4以内
13か月目～24か月目 (2年目)	製造業 月額 5万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 3万円	月額賃料の1/4以内

※製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」

展示会・見本市への出展経費	
対象経費	出展料・出展小間料・展示装飾費
金額	対象経費の2分の1以内で上限20万円
対象者	区内中小企業または区内中小企業団体 ※直近2か年度連続でこの補助金の交付を受けた場合は対象外
対象事業	国内外で開催される展示会、見本市等への出展 ※主として販売を目的としない展示会等に限る
締切	出展する展示会等の開催日の1か月前

産学連携による共同研究費	
対象経費	大学等に支払う共同（委託）研究に係る契約金
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業（2分の1以上が区内事業者）で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
対象事業	大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同（委託）研究で、令和2年度中に事業が完了したもの ※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る
件数	2件（予定）

ホームページ作成費（新規開設）	
対象経費	○ホームページの作成に係る委託費（外部委託の場合） ○ホームページ作成ソフトおよびその解説書の購入費（自社作成の場合） ※対象外経費〔通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費〕
金額	区内中小企業：対象経費の2分の1以内で上限5万円 区内中小企業団体：対象経費の2分の1以内で上限30万円
対象者	区内中小企業または区内中小企業団体

条件	○ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要 ○令和3年3/19(金)までに実績報告書を提出 ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと ○すでにあるホームページの変更・更新でないこと
----	--

新製品・新技術開発費	
対象事業	中小企業が自ら行う研究開発で令和2年度中に事業が完了するもの（新製品の開発、機械器具（装置）の高性能化、新物質（新材料）の開発、新工法の開発など）
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業（2分の1以上が区内事業者）で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
件数	5件（予定）
締切	6/30(火) 必着

都立産業技術研究センター利用料	
対象経費	依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術支援、試験機器の利用、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用した場合に支払った利用料金
金額	対象経費の3分の2以内で、年度内上限15万円
対象者	区内中小企業

知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）取得費	
対象経費	出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬
金額	対象経費の2分の1以内で上限10万円（特許権の取得にあっては上限30万円）
対象者	区内中小企業 ※出願申請の日の翌日から起算して1年以内に申請してください

新製品・新技術広告宣伝費	
対象経費	新聞・企業雑誌等への広告掲載料（紙媒体への掲載で自社で新たに開発した製品のみ）
金額	対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者	区内中小企業 ※前年度この補助金の交付を受けた場合は対象外
件数	3件（予定）

環境認証等取得費	
対象経費	ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部
金額	下表のとおり
対象者	区内中小企業 ※必ず認定・認証を受ける前に申請してください

対象となる環境認証等	対象経費	補助率	限度額
ISO9001	審査登録機関の審査に要する費用、コンサルタント委託料	1/2以内	50万円
ISO14001			
ISO27001			20万円
エコアクション21			
プライバシーマーク			

江東区中小企業融資制度

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借り入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。詳細は次号の区報でお知らせします。〔区〕経済課融資相談係☎3647-2331、FAX3647-8442